

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

### 第1 準拠基準

盛岡市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、令和4年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和4年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

盛岡市消防団員互助会（盛岡市消防団員互助会補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項で規定するもののうち、次の2団体とした。

(1) 公益財団法人盛岡市都南自治振興公社

(2) 一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき令和4年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

(1) 太田テニスコート活性化グループ（盛岡市立太田テニスコート）

(2) 特定非営利活動法人盛岡市水泳協会（盛岡市余熱利用健康増進センター）

#### 第4 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

##### 1 財政援助団体

補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関する事。

##### 2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関する事。

##### 3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する事。

#### 第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

##### 1 財政援助団体

- (1) 交付決定手続に関する事。
- (2) 事務事業の執行に関する事。
- (3) 補助等に係る実績及び成果に関する事。

##### 2 出資団体

- (1) 出資の目的に関する事。
- (2) 事業経営に関する事。

##### 3 公の施設の指定管理者

- (1) 条例等に関する事。
- (2) 協定に関する事。
- (3) 管理費用に関する事。

#### 第6 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

#### 第7 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和5年11月6日から令和6年2月16日まで

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【財政援助団体】 盛岡市消防団員互助会	令和5年12月15日 盛岡中央消防署 5階 消防団本部室
【出資団体】	
公益財団法人盛岡市都南自治振興公社	令和5年12月13日 こもれびの宿 1階 研修室
一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター	令和5年12月14日 山王ハイツ 2階 会議室
【公の施設の指定管理者】	
太田テニスコート活性化グループ	令和5年12月11日 タカヤアリーナ 1階 医務室
特定非営利活動法人盛岡市水泳協会	令和5年12月12日 盛岡市余熱利用健康増進センター 2階 会議室

## 第8 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

事務の執行はおおむね良好と認められた。

## 盛岡市消防団員互助会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号

盛岡市消防団員互助会

会長 田沼 徳一

2 財政援助の目的

当該補助金は、消防団員及びその家族の福利増進並びに消防団の職務遂行の向上に資するため、盛岡市消防団員互助会事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

3 補助金額等

盛岡市消防団員互助会補助金

補助金額	交付決定年月日	交付年月日	交付金額
5,483,000円	令和4年5月13日	令和4年7月8日	5,483,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

## 公益財団法人盛岡市都南自治振興公社

### 1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市湯沢1地割1番地41

公益財団法人盛岡市都南自治振興公社

代表理事 北田 雅浩

### 2 出資の目的

当該団体は、地域社会の自治振興の推進を図る事業を行うほか、盛岡市からの委託を受けて公の施設等の管理運営事業を行い、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から出資したものである。

### 3 出資金額等

公益財団法人盛岡市都南自治振興公社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和62年3月25日	昭和62年4月15日	5,000,000円	100%

### 4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

## 一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター

### 1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市山王町10番6号

一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター

理事長 菊池 正敏

### 2 出資の目的

当該団体は、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から出資したものである。

### 3 出資金額等

一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成8年3月5日	平成8年3月21日	100,000,000円	100%

### 4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

## 太田テニスコート活性化グループ

### 1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市本宮五丁目4番1号  
太田テニスコート活性化グループ  
公益財団法人盛岡市スポーツ協会  
会長 長澤 茂

### 2 管理を行う公の施設

盛岡市立太田テニスコート

### 3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、市民がスポーツを行ったり、又は観戦したりしながら、気軽にスポーツに親しむための場であり、スポーツ振興を推進する拠点となる体育施設として設置しており、太田テニスコート活性化グループを指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

盛岡市立太田テニスコート

指定管理料	支出年月日	支出金額
7,389,457円	令和4年4月13日	1,173,056円
	令和4年6月14日	860,000円
	令和4年8月12日	1,530,000円
	令和4年10月12日	1,545,000円
	令和4年12月14日	860,000円
	令和5年2月14日	860,000円
	令和5年3月30日	561,401円

### 5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

## 特定非営利活動法人盛岡市水泳協会

### 1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市本宮五丁目1番11号

特定非営利活動法人盛岡市水泳協会

理事長 西川 勝夫

### 2 管理を行う公の施設

盛岡市余熱利用健康増進センター

### 3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、盛岡市クリーンセンターのごみ焼却により発生する熱を有効利用し、市民の健康増進を図るとともに、交流の場を提供することを目的として設置しており、特定非営利活動法人盛岡市水泳協会を指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

盛岡市余熱利用健康増進センター

指定管理料	支出年月日	支出金額
87,785,852円	令和4年4月15日	22,000,000円
	令和4年6月10日	10,000,000円
	令和4年8月12日	10,000,000円
	令和4年10月14日	10,000,000円
	令和4年12月9日	10,000,000円
	令和5年2月10日	8,700,000円
	令和5年3月28日	17,085,852円

### 5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。